

【弘前市医師会 会員区分】

A1	病院・診療所の開設者、管理者およびそれに準ずる会員
A2(B1)	医師賠償責任保険加入する、病院・診療所（私立・法人立）の勤務医・退職者
日B1	医師賠償責任保険に加入しない、病院・診療所（私立・法人立）の勤務医・退職者で日医までの会員
県B1	医師賠償責任保険に加入しない、病院・診療所（私立・法人立）の勤務医・退職者で県医までの会員
市B1	医師賠償責任保険に加入しない、病院・診療所（私立・法人立）の勤務医・退職者で市医までの会員
A2(B2)	医師賠償責任保険に加入する、病院・診療所（国・公立）の勤務医等
日B2	医師賠償責任保険に加入しない、病院・診療所（国・公立）の勤務医・退職者で日医までの会員
県B2	医師賠償責任保険に加入しない、病院・診療所（国・公立）の勤務医・退職者で県医までの会員
市B2	医師賠償責任保険に加入しない、病院・診療所（国・公立）の勤務医・退職者で市医までの会員
A2(C)	医師賠償責任保険に加入する研修医
日C	医師賠償責任保険に加入しない、日医までの会員で研修医
県C	医師賠償責任保険に加入しない、県医までの会員で研修医
市C	医師賠償責任保険に加入しない、市医までの会員で研修医